

ぎふの木で家づくり支援事業費補助金実施要領

平成19年3月23日	県流第508号部長通知
平成20年3月11日	県流第577号改正
平成20年8月1日	県流第268号改正
平成21年3月26日	県流第604号改正
平成22年3月29日	県流第628号改正
平成23年3月22日	県流第819号改正
平成24年3月29日	県流第709号改正
平成25年3月28日	県流第640号改正
平成25年5月23日	県流第124号改正
平成26年3月20日	県流第702号改正
平成27年3月20日	県流第631号改正
平成27年12月10日	県流第591号改正
平成28年3月25日	県流第913号改正
平成29年3月23日	県流第731号改正
平成30年3月27日	県流第917号改正
平成30年4月4日	県流第16号改正
平成30年5月15日	県流第135号改正
平成31年3月22日	県流第840号改正
令和2年3月23日	県流第742号改正
令和2年6月26日	県流第199号改正
令和3年3月24日	県流第809号改正
令和4年3月28日	県流第648号改正
令和5年3月22日	県流第843号改正

(目 的)

第1条 木材需要の大部分を占める住宅建築における県産材の利用を拡大することを目的として、岐阜証明材推進制度実施要領（平成19年4月1日施行）により産地、合法性を証明された木材（以下「ぎふ証明材」という。）、ぎふ性能表示材推進制度実施要領（平成22年6月11日施行）により認証された木材（以下「ぎふ性能表示材」という。）又はJAS（日本農林規格）製品を構造材又は内装材に一定量以上使用した住宅の建築主に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その取扱いは岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 申請住宅

当該事業補助金の交付を受ける対象として申請する住宅

(2) 補助住宅

当該事業補助金の交付を受ける対象となった住宅

(3) 構造材

土台、束、大引き、柱、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木に使用される部材

(4) 横架材

梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木に使用される部材

(5) 内装材

住宅内部の床面、壁面および天井面に内装仕上げとして使用される部材

(ただし、造り付けの棚・家具類は除く)

(6) 工事完了日

建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号、以下「建築基準法」という。)

第7条第1項又は第7条の2の申請が必要な住宅については、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に定める検査済証交付日とする。同法第7条の申請が不要な住宅については、施工工務店が作成する工事完了日を明記する書類(例:工事完了報告書(様式第8号)、工事完了引渡証明書等)に記載する工事完了日とする。

(補助事業者等の要件)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、次の第2項及び第3項に該当する申請住宅の建築主とする。

2 申請住宅は次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 県内に事業所(本店、支店又は営業所)を有するぎふの木で家づくり協力工務店、又は当事業実施後にぎふの木で家づくり協力工務店の認定を受ける工務店等が建設する住宅

(2) 前年度の2月1日から当該年度の1月31日までに工事が完了する住宅

(3) 国又は県が実施する構造材又は内装材に対する他の補助金、利子補給及び産直住宅普及活動支援事業補助金を受けない住宅(ただし、岐阜県空き家総合整備事業費補助金を受ける場合、当該補助金の交付の対象となる経費から、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金の額を減額することとする。)

3 申請住宅は別表1のいずれかに該当するものとする。

4 別表1に規定する構造材及び横架材について、ぎふ性能表示材又はJAS製品の対象とならない形状又は規格による場合はぎふ証明材とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表2のとおりとする。

(申請住宅の申請枠登録の申込)

第5条 別表1の県内新築タイプ又は県外新築タイプの補助金の交付を受けようとする者は、申請住宅にかかる建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に定める確認済証交付日(同法第6条の申請が不要な申請住宅については、建築基準法第15条第1項に定める建築工事届提出日)から工事完了日までの間に、申請住宅の申請枠の登録(以下「申請枠登録」という。)を申込むことができる。

2 申請枠登録の期間は、当該年度の4月10日(閉庁日の場合はその直後の開庁日)から9月最終開庁日までとする。ただし、前年度の2月中に工事が完了した住宅については、

当該年度の4月最終開庁日までに交付申請書を提出するものとする。

- 3 申請枠登録を希望する者は、前項の登録期間内に、補助住宅申請枠登録申込書（様式第1号）（以下「申請枠登録申込書」という。）に別表3に定める書類を添付し、県内新築タイプは、申請住宅の建築場所を所管する農林事務所長（以下「所長」という。）に、県外新築タイプは、知事に提出するものとする。
- 4 所長又は知事は、前項により提出された申請枠登録申込書及び添付資料に不備がないと判断したときは、当該申請枠登録申込書に受付番号と受付年月日を記入し、受理印を押して、写しを申込者に交付するものとする。
- 5 所長は受理した申請枠登録申込書の内容を翌日までに申請者管理表（様式第7号）により県産材流通課長（以下「課長」という。）へ報告するものとし、すみやかに申請枠登録申込書を課長へ提出するものとする。

（補助住宅の申請）

- 第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、工事完了日から起算して60日以内に、補助住宅申込書兼補助金交付申請書（様式第2号の1、2又は3）（以下「交付申請書」という。）に別表4に定める書類を添付し、県内新築タイプ及び県内改修タイプは、所長を経由して知事に、県外新築タイプは、知事に提出しなければならない。
- 2 申請住宅の申請期間は、当該年度の4月10日（閉庁日の場合はその直後の開庁日）から1月末（閉庁日の場合はその直前の開庁日）までとする。
 - 3 所長又は知事は、前項により提出された交付申請書及び添付資料に不備がないと判断したときは、当該交付申請書に受付番号と受付年月日を記入し、受理印を押して、写しを申請者に交付するものとする。
 - 4 所長は受理した交付申請書の内容を翌日までに申請者管理表（様式第7号）により課長へ報告するものとする。

（補助の対象とする住宅の選定）

- 第7条 申請枠登録申込書及び交付申請書（以下「申請書等」という。）は別に定める補助予定棟数の範囲内で受理するものとする。なお、申請書等の受理件数の総数が補助予定棟数に到達した場合は、補助予定棟数に到達した日に受理したすべての申請書等の中から抽選で補助の対象とする住宅を選定するものとする。

（申請内容等の変更）

- 第8条 申請書等の提出後、内容に変更があった場合は補助住宅内容変更届（様式第8号）を提出し、補助条件の確認を受けなければならない。また、補助条件を満たさなくなった場合は、補助住宅申請取り下げ書（様式第9号）を提出するものとする。

（事業内容の確認）

- 第9条 所長又は知事は第6条第1項に定める交付申請書の受理後、別に定める確認要領（以下「確認要領」という。）により書類確認及び必要に応じて現地確認を行うものとする。
- 2 申請者又は申請住宅の施工者は現地確認に立ち会うものとする。

- 3 確認要領第2条第2項に規定する確認者（以下「確認者」という。）は、事業確認後、事業確認調書（様式第10号）を作成するものとする。
- 4 所長は、交付申請書及び前項で作成した確認調書の写しをとりまとめ、課長に提出するものとする。

（補助住宅の採択等）

- 第10条 知事は、前条の事業確認の結果、補助住宅として適当であるとの報告のあった申請住宅を補助住宅と決定するものとする。
- 2 前項により決定した補助住宅の補助事業者に対し、知事は、規則第5条第1項及び第14条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を通知（様式第11号）するものとする。
 - 3 知事は、補助住宅として採択されなかった申請者に対して、補助住宅の不採択を通知（様式第12号）するものとする。
 - 4 課長は、前項の結果を補助住宅採択結果一覧（様式第13号）により所長に通知するものとする。

（実績報告）

- 第11条 県外新築タイプは、第6条に定める交付申請書の提出時に見学会又はホームページ等を活用した広報を実施していない場合に限り、当該年度の3月15日（閉庁日の場合はその直前の閉庁日）までに実施報告書（様式第14号の1又は2）を知事に提出しなければならない。

（補助金の請求・支払）

- 第12条 補助事業者は、第10条第2項の交付決定及び額の確定の通知を受けた場合、別に定める期日までに補助金交付請求書（様式第15号）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、補助事業者から前項の補助金交付請求書の提出があった場合、受理した日から15日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取り消し及び返還）

- 第13条 補助事業者が提出した書類に虚偽の事項を記載した場合又は補助金の交付に関し、不正な行為があった場合、知事は、補助金の交付決定の取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。
- 2 前項の処分に関して補助金の返還を命じられた補助事業者は、規則の定めるところにより返還しなければならない。

（その他）

- 第14条 申請者及び補助事業者は当該事業の遂行にあたり岐阜県に全面的に協力するものとする。
- 2 補助金の交付を受けたものは、県産材の利用拡大のため、県からの県産材や木造住宅に関するアンケートへの協力、補助住宅に関する情報提供等に協力するものとする。
 - 3 この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 (平成20年3月11日 県流第577号改正)
- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
附 則 (平成20年8月1日 県流第268号)
- 1 この要領は平成20年度事業から適用する。
附 則 (平成21年3月26日 県流第604号改正)
- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
附 則 (平成22年3月29日 県流第628号改正)
- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
附 則 (平成23年3月22日 県流第819号改正)
- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
附 則 (平成24年3月29日 県流第709号改正)
- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
附 則 (平成25年3月28日 県流第640号改正)
- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
附 則 (平成25年5月23日 県流第124号改正)
- 1 この要領は、平成25年5月23日から施行する。
附 則 (平成26年3月20日 県流第702号改正)
- 1 この要領は平成26年4月1日から施行する
附 則 (平成26年10月3日 県流第375号改正)
- 1 この要領は、平成26年11月4日から施行する。
附 則 (平成27年3月20日 県流第631号改正)
- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
附 則 (平成27年12月10日 県流第591号改正)
- 1 この要領は、平成27年12月10日から施行する。
附 則 (平成28年3月25日 県流第913号改正)
- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
附 則 (平成29年3月23日 県流第731号改正)
- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
附 則 (平成30年3月27日 県流第917号改正)
- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
附 則 (平成30年4月4日 県流第16号改正)
- 1 この要領は、平成30年4月4日から施行する。
附 則 (平成30年5月15日 県流第135号改正)
- 1 この要領は、平成30年5月15日から施行し、平成30年度申請分から適用する。
附 則 (平成31年3月22日 県流第840号改正)
- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
附 則 (令和2年3月23日 県流第742号改正)
- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
附 則 (令和2年6月26日 県流第199号改正)
- 1 この要領は、令和2年7月9日から施行する。
附 則 (令和3年3月24日 県流第809号改正)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年3月28日 県流第648号改正）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月22日 県流第843号改正）

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関連) 申請住宅の要件

申請住宅は、次のいずれかに該当するものとする。

<p>県内新築タイプ</p>	<p>次の①、②の条件に該当することとし、③の条件を満たす場合は補助額を加算することができる。</p> <p>①自ら又は家族が居住するため県内に新築する一戸建て木造住宅</p> <p>②「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材かつ J A S 製品※」(以下「性能表示材等」という。))を構造材の 8 0 %以上使用した住宅</p> <p>③上記①、②の条件に加えて、内装材に「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」を使用した住宅</p> <p>※対象となる J A S 製品</p> <table border="1" data-bbox="499 640 1386 815"> <thead> <tr> <th>部材名</th> <th>J A S 製品の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造材 (横架材)</td> <td>機械等級区分構造用製材, 構造用集成材</td> </tr> <tr> <td>構造材 (横架材以外)</td> <td>人工乾燥構造用製材, 構造用集成材</td> </tr> <tr> <td>内装材</td> <td>人工乾燥造作用製材, 造作用集成材</td> </tr> </tbody> </table>	部材名	J A S 製品の区分	構造材 (横架材)	機械等級区分構造用製材, 構造用集成材	構造材 (横架材以外)	人工乾燥構造用製材, 構造用集成材	内装材	人工乾燥造作用製材, 造作用集成材
部材名	J A S 製品の区分								
構造材 (横架材)	機械等級区分構造用製材, 構造用集成材								
構造材 (横架材以外)	人工乾燥構造用製材, 構造用集成材								
内装材	人工乾燥造作用製材, 造作用集成材								
<p>県外新築タイプ</p>	<p>次の①～③の条件に該当することとし、④の条件を満たす場合は補助額を加算することができる。</p> <p>①自ら又は家族が居住するため県外に新築する一戸建て木造住宅</p> <p>②性能表示材等を構造材の 8 0 %以上使用した住宅</p> <p>③補助住宅に申込をした年度の 3 月 1 5 日 (閉庁日の場合はその直前の開庁日) までに工務店等が完成見学会等 (以下「見学会」という。)) 又は工務店等が管理するホームページ等を活用した広報 (以下「広報」という。)) を実施する住宅</p> <p>④上記①～③の条件に加えて、内装材に「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」を使用した住宅</p>								
<p>県内改修タイプ</p>	<p>次のすべての条件に該当すること。</p> <p>①県内の、自ら又は家族が居住する住宅</p> <p>②内装材に「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」を 2 0 m²以上使用して改修工事を行った住宅</p>								

別表2（第4条関連）補助金額

補助金額は、次のとおりとする。

タイプ別	条件	1棟あたりの補助金額
県内新築タイプ	(補助金額) 構造材と内装材の県産材使用量に応じて、①又は①と②の合計額を助成 ①構造材 性能表示材等の使用量(m ³)×2万円/m ³ ②内装材 ぎふ証明材及び性能表示材等の使用量(m ²)×2千円/m ²	上限 300,000円 下限 150,000円
	(内装材の性能表示材等加算) 内装材に性能表示材等を使用した場合、下記金額を加算 ・内装材 性能表示材等の使用量(m ²)×400円/m ² (上限 50 m ²)	上限 20,000円
県外新築タイプ	(補助金額) 構造材と内装材の県産材使用量に応じて、①又は①と②の合計額を助成 ①構造材 性能表示材等の使用量(m ³)×2万円/m ³ ②内装材 ぎふ証明材及び性能表示材等の使用量(m ²)×2千円/m ²	上限 200,000円 下限 150,000円
県内改修タイプ	(内装材条件) 「ぎふ証明材」及び「性能表示材等」を20 m ² 以上使用 (補助金額) 内装材 ぎふ証明材、性能表示材等の使用量(m ²)×2千円/m ² (上限 70 m ²)	上限 140,000円 下限 40,000円
	(内装材の性能表示材等加算) 内装材に性能表示材等を使用した場合、下記金額を加算 性能表示材等の使用量(m ²)×400円/m ² (上限 50 m ²)	上限 20,000円

別表3（第5条関連）申請枠登録申込書の添付書類

申請枠登録申込書（様式第1号）には次の書類を添付するものとする。

①	(建築基準法第6条第1項第2号又は第4号に基づく申請が必要な住宅) 第6条第1項の規定による確認申請書（第一面から第四面）及び同条第4項の規定による確認済証の写し (上記以外の住宅) 建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届の写し
②	建築場所を示した位置図
③	各階の平面図（内装材条件に該当する場合は、設置予定箇所を平面図・展開図等への色付け等により示すこと）
④	木材使用量計算書（様式第3号）
⑤	県内新築タイプ申込者が工事完了時に県外に居住、又は申込年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合、県内へ転入前の住所が確認できる書類（住民票、運転免許証等の写し）
以下、内装材を補助金の対象として申請する場合のみ添付	
⑥	内装材使用面積計算書（様式第4号）

別表4（第6条関連）補助住宅申込書兼補助金交付申請書の添付書類
（県内新築タイプ）

補助住宅申込書兼補助金交付申請書（様式第2号）には次の書類を添付するものとする。
なお、第5条に定める申請枠登録の申込時から申請内容に変更がない場合、次の①確認申請書及び確認済証の写し、又は建築工事届の写し、②位置図、③平面図、⑨県内へ転入前の住所が確認できる書類は提出不要とする。

①	（建築基準法第6条第1項第2号又は第4号に基づく申請が必要な住宅） 第6条第1項の規定による確認申請書（第一面から第四面）及び同条第4項の規定による確認済証の写し （上記以外の住宅） 建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届の写し
②	建築場所を示した位置図
③	各階の平面図
④	木材使用量計算書（様式第3号）
⑤	全ての構造材の使用が確認できる書類及び「性能表示材等」であることを証明する書類 （例：納品書、出荷証明書等）
⑥	ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書（様式第5号）
⑦	工事完了日が確認できる書類 （建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項の申請が必要な住宅） 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し （上記以外の住宅） 工事完了日が記載された書類 （例：工事完了報告書（様式第6号）、工事完了引渡証明書の写し等）
⑧	振込先口座が確認できる通帳の写し（表紙と表紙の裏などで、名義名「漢字」及び「カタカナ」、口座番号、発行支店名等が分かるページ）
⑨	県内新築タイプ申込者が工事完了時に県外に居住、又は申込年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合、県内へ転入前の住所が確認できる書類（住民票、運転免許証等の写し）
以下、内装材を補助金の対象として申請する場合のみ添付	
⑩	内装材使用面積計算書（様式第4号）
⑪	内装木質化した箇所を平面図・展開図等への色付け等により示し、面積計算根拠（寸法、計算式等）を記載したもの等
⑫	使用した木材が「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」であることを証明する書類（例：納品書、出荷証明書等）

(県外新築タイプ)

補助住宅申込書兼補助金交付申請書(県外)(様式第2号の2)には次の書類を添付するものとする。なお、第5条に定める申請枠登録の申込時から申請内容に変更がない場合、次の①確認申請書及び確認済証の写し、又は建築工事届の写し、②位置図、③平面図は提出不要とする。

①	(建築基準法第6条第1項第2号又は第4号に基づく申請が必要な住宅) 第6条第1項の規定による確認申請書(第一面から第四面)及び同条第4項の規定による確認済証の写し (上記以外の住宅) 建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届の写し
②	建築場所を示した位置図
③	各階の平面図
④	木材使用量計算書(様式第3号)
⑤	全ての構造材の使用が確認できる書類及び「性能表示材等」であることを証明する書類 (例:納品書、出荷証明書等)
⑥	ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書(様式第5号)
⑦	工事完了日が確認できる書類 (建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項の申請が必要な住宅) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し (上記以外の住宅) 工事完了日が記載された書類 (例:工事完了報告書(様式第6号)、工事完了引渡証明書の写し等)
⑧	振込先口座が確認できる通帳の写し(表紙と表紙の裏などで、名義名「漢字」及び「カタカナ」、口座番号、発行支店名等が分かるページ)
⑨	住宅を施工する工務店等が実施した見学会実施報告書(様式第14号の1)又は広報実施報告書(様式第14号の2) もしくは、見学会実施計画及び誓約書(様式第14号の1)又は広報実施計画及び誓約書(様式第14号の2)
以下、内装材を補助金の対象として申請する場合のみ添付	
⑩	内装材使用面積計算書(様式第4号)
⑪	内装木質化した箇所を平面図・展開図等への色付け等により示し、面積計算根拠(寸法、計算式等)を記載したもの等
⑫	内装材が「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」であることを証明する書類 (例:納品書、出荷証明書等)

(県内改修タイプ)

補助住宅申込書兼補助金交付申請書(改修)(様式第2号の3)には次の書類を添付するものとする。

①	建築場所を示した位置図
②	内装材使用面積計算書(様式第4号)
③	内装木質化した箇所を平面図・展開図等への色付け等により示し、面積計算根拠(寸法、計算式等)を記載したもの等
④	使用する木材が「ぎふ証明材」又は「性能表示材等」であることを証明する書類(例:納品書、出荷証明書等)
⑤	ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書(様式第5号)
⑥	工事完了日が確認できる書類 (建築基準法第7条第1項又は第7条の2の申請が必要な住宅) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し (上記以外の住宅) 工事完了日が記載された書類 (例:工事完了報告書(様式第6号)、工事完了引渡証明書の写し等)
⑦	振込先口座が確認できる通帳の写し(表紙と表紙の裏などで、名義名「漢字」及び「カタカナ」、口座番号、発行支店名等が分かるページ)
⑧	県内改修タイプ申込者が工事完了時に県外に居住、又は申込年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に県外から県内に転入した場合、県内へ転入前の住所が確認できる書類(住民票、運転免許証等の写し)
⑨	建築基準法第6条第1項第2号又は第4号に基づく申請が必要な場合 ・第6条第1項の規定による確認申請書(第一面から第四面)及び同条第4項の規定による確認済証の写し 建築基準法第15条第1項に基づく届け出が必要な場合 ・同項の規定による建築工事届の写し
⑩	県が実施する「岐阜県空き家総合整備事業費補助金」を併せて受ける場合 ・「岐阜県空き家総合整備事業費補助金」の申請書の写し及び工事費内訳書の写し